

## 東日本大震災の被災者を対象とした生活支援ハンドブック等に関する質問主意書

提出日 平成二十三年八月二十二日

答弁書受領日 平成二十三年八月三十日

質問

東日本大震災は我が国に甚大な被害を及ぼし、発生後五か月が経過した今日においても、なお多くの被災者が仮設住宅や避難所で不自由な生活を送ることを余儀なくされている。被災者が生活や事業を再建するためには様々な公的支援制度の活用が重要であり、そのためにも情報の周知徹底が必要不可欠である。

被災地における情報の重要性は阪神・淡路大震災の際にも明らかになっており、政府は過去の災害の教訓に学び、情報を被災者に分かりやすく確実に手元に届くように提供することが求められている。

東日本大震災の被災者に対し、政府は「生活支援ハンドブック」、「生活再建・事業再建ハンドブック」、「生活支援ハンドブックv.01.2」、「生活再建 ハンドブックv.01.3」、「仮設住宅くらしの手引き」、「事業再建ハンドブックv.01.3」(以下「ハンドブック等」という。)を配布して必要な情報の周知に努めていると承知しているが、その内容や配布方法において必ずしも十分であるとは言えず、被災者に寄り添う姿勢が欠けていると言わざるを得ない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 ハンドブック等は、被災者の手元に確実に届いて初めて効果を発揮するものであることは言うまでもない。これまでに、「生活支援ハンドブック」は十萬部、「生活再建・事業再建ハンドブック」は二十萬部、「生活支援ハンドブックv.01.2」は二十萬部印刷されたと承知しているが、各ハンドブックを如何なるところへ如何なる数量を配布したのか示されたい。また、実際に被災者に行き渡っているかどうか、配布の実態を把握しているのかわかるか示されたい。実態を把握しているのであればハンドブックごとの配布人数を明らかにされたい。

政府回答

一 について

御指摘のハンドブック等(以下「ハンドブック等」という。)については、岩手県、宮城県及び福島県内においては、各県内の市町村、避難所、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等に対して、また、その他の地域においては、被災者の所在する市町村(特別区を含む。)に対して、それぞれの事情や要望を踏まえ、必要な数量を配布しており、これらを通じて可能な限り被災者に行き渡るようにしている。

質問

二 ハンドブック等の内容について、被災者が理解し適切に活用するためには、ハンドブック等を配布するだけでなく、仮設住宅や避難所などで説明会を開催するなどきめ細かな工夫が求められることは明らかである。周知徹底のために政府はどのように取り組んでいるのか示されたい。また、今後の取組方針についても明らかにされたい。

三 ハンドブック等を作成し被災者に配布・周知徹底し、さらに改訂するという一連の取組においては、それぞれの過程を検証し、被災地の声を取り入れて改善につなげていくことが不可欠であるが、政府はこれまでそれぞれの過程をどのように検証し、被災地の声を受けて改善したのか、個別具体的に示されたい。また、今後どのように検証、改善していくのか、方針を明らかにされたい。

右質問する。

政府回答

二について

政府としては、ハンドブック等は、被災者の手元に届けてきたほか、被災者の支援に携わる関係自治体への被災者生活支援に関する説明会においてその内容の周知を図ってきたところである。また、ハンドブック等の配布以外にも、ラジオ番組、地方新聞、テレビ番組等を通じて、被災者に対する様々な情報提供に取り組んできている。今後とも、被災者が生活支援に関する各種制度等の情報を理解し、適切に活用することができるよう、様々な広報手段を通じて、きめ細かな情報提供に努めてまいりたい。

三について

政府としては、ハンドブック等の作成に際しては、職員を現地に派遣するとともに、被災者の支援に携わる関係自治体を通じて被災地の声を聴くなどしており、これらを踏まえ、版や文字を大きくして見やすくすることや目の不自由な方でも内容が把握できるように読み上げのための音声コードを付けること等の改善を図ってきたところである。今後とも被災地の声を踏まえて更なる改善を図ってまいりたい。